

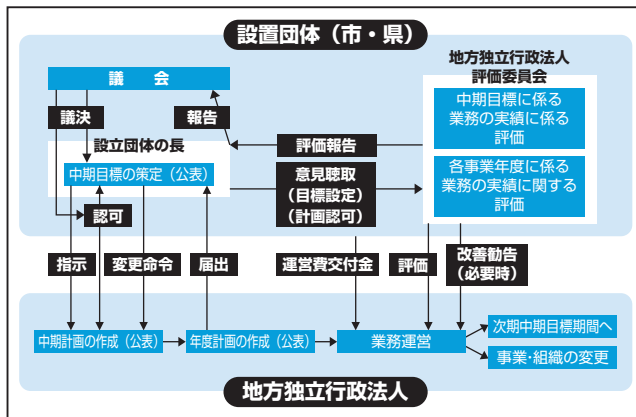
病院統合再編

総合計画まちづくり意見交換会で統合再編を説明

病院統合再編Q&A

5月7日の琢成学区から6月の平田地区まで市内17か所で行った「総合計画まちづくり意見交換会」を開催し434人の方から参加いただきました。その中で、市立酒田病院と県立日本海病院の統合再編についても説明を行いました。

Q 左表にある、地方独立行政法人評価委員会とは、どのような役割を果たすのですか



今回の説明会では、統合再編整備基本構想で決定された、統合病院の医療機能と施設整備の内容、今後の日程に加え、経営形態に関する有識者委員会での検討・報告と、運営委員会での承された統合病院の経営形態「一般地方独立行政法人」制度の概要について説明を行いました。

参加者からは「救命救急センターは充実してほしい」「両病院の統合は、市民の命に関わる問題であり、市民に分かりやすく説明し理解を得る必要がある」等の質問や意見が出されました。

引き続き出前講座等の開催を通じて市民の皆さんとの意見交換を行いながら統合病院への円滑な移行を図られるようにしていきたいと考えています。

A 地方独立行政法人は、法人の自律性、効率性が強化される一方、

業務の公共性、透明性を確保するための評価制度が法律で定められています。地方独立行政法人評価委員会は、法人の業務実績について客観的かつ中立公平に評価を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たすものです。

地方独立行政法人評価委員会は、設置団体(市と県)それぞれの附属機関として、条例で定めることとされています(市と県で共同設置することも可能です)。その事務の主な内容は次のようになります。

- ① 設立団体の長による中期目標の作成・変更の意見
- ② 中期計画の作成・変更に対して、設立団体の長が認可する際の意見
- ③ 各事業年度における法人の業務実績についての評価および業務運営改善勧告
- ④ 中期目標に係る法人の業務実績評価および業務運営改善勧告
- ⑤ 設立団体の長に対する、③および④の評価内容の報告
- ⑥ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が業務を継続させる必要性、組織のあり方、業務の全般等を検討し、所要の措置を講ずる際の意見
- ⑦ 評価結果の通知・勧告の公表

Q 地方独立行政法人評価委員会の委員は、どのような基準で選任されますか

A 評価委員会の委員は、法人の業務実績について客観的かつ中立公平に評価を行い、必要に応じて改善勧告を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たすため、その構成については、地域住民の理解が得られるような公平性および客観性に配慮をした人選を行っていく必要があります。

出前講座をご利用ください

開催希望日の2週間前までに、直接またはファクシミリ、Eメールでまちづくり推進課地域づくり係 ☎26-5725、☎26-3688、Eメール machi@city.sakata.lg.jp > 申し込んでください。

◆病院統合再編に関する皆さんの意見を募集しています。

市企画調整課企画調整係 ☎26-5704、☎26-6914、Eメール kaku@city.sakata.lg.jp